

## 慶弔規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人東京都バレーボール協会（以下「この法人」という。）における慶弔に関して必要な基準を定める。

(基準)

**第2条** 下記を基準とし、特に必要と認めるときは会長がこれを変更するものとする。

(特別な場合の代決)

**第3条** 第2条を示す事項のうち、緊急に処理する必要があるものについては、会長・副会長の承認のうえ専務理事が変更する。

(対象)

**第4条** 対象を役員1（会長・副会長・専務理事）、役員2（理事・監事・評議員）、役員3（各委員会委員及び職員・各部会部員）及び協会の事業に寄与した企業・個人・関係団体とする。

慶弔の基準表1

	受給者	区分	適用
役員1の結婚	本人	祝電	会長名
		お祝い金	2万円
役員1の実子の結婚	役員1	祝電	会長名
役員2の結婚	本人	祝電	会長名
役員3の結婚	本人	祝電	会長名
関係団体等のお祝い	関係先	お祝い金	相当額

慶弔の基準表2

	受給者	区分	適用
役員1の死亡	遺族	弔電	会長名
		生花又は花輪	2万円程度
役員1の配偶者・実子の死亡	役員1	弔電	会長名
		生花又は花輪	2万円程度
役員2の死亡	遺族	弔電	会長名
		生花又は花輪	2万円程度

役員2の配偶者・実子の死亡	役員2	弔 電	会長名
役員3の死亡	遺 族	弔 電	会長名
		生花又は花輪	2万円程度
役員3の配偶者・実子の死亡	役員3	弔 電	会長名
協力者の死亡	遺 族	弔 電	会長名
		生花又は花輪	2万円程度

(規程の改廃)

**第6条** この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(附則)

- 1 この規程は、公益財団法人東京都バレーボール協会の設立の登記の日(2012年4月1日)から施行する。